

# 大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の アスベスト調査義務などの課題

～建物解体改修工事をめぐるリスクコミュニケーションの重要性～

日時：2023年8月5日（土）午後1時30分～午後4時30分

場所：弁護士会館5階 502号室

Zoomを併用したハイブリッド形式

申込不要

参加無料

アスベストをとりまく規制は昨今大きく前進し、アスベスト調査及びその結果の開示は市民及び建築事件を扱う弁護士にとって身近なものになりつつあります。リスクに対する感受性・許容性はひとそれぞれであるからこそ、自己決定の基礎となるリスク情報の開示（掲示）は欠かせません。

本シンポジウムは、工事者と市民等との間のアスベストのリスクコミュニケーションに関する専門家をお招きすると共に、アスベスト除去現場の問題点を多数指摘してきた専門家、またアスベスト関連のジャーナリストの方のお話をうかがい、アスベスト含有建材建物工事における注意点や情報開示のあり方について、市民の皆様と共有していきたいと考えます。



詳細については、  
二次元バーコード  
または下記 URL  
からご確認ください。



[https://www.toben.or.jp/know/iinkai/environment/news/\\_85.html](https://www.toben.or.jp/know/iinkai/environment/news/_85.html)

村山 武彦 教授

東京工業大学教授

永倉 冬史 氏

じん肺・中皮腫・アスベストセンター事務局長

井部 正之 氏

ジャーナリスト

牛島 聡美 弁護士

東京弁護士会公害・環境特別委員会副委員長

主催

東京弁護士会